



内神町 斜面崩落に対する呉市の対応

令和7年11月21日に発生した内神町の民地崖崩落への対応として実施していました宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく特別緊急代執行が完了しました。

特別緊急代執行（宅地造成及び特定盛土等規制法）

- 1 所在地 呉市内神町102番3
- 2 対象となる工作物 石積擁壁
- 3 執行の内容 応急対策工事（落石防護網の設置等）
- 4 要した費用 特別緊急代執行に要した費用は所有者等が確知された後、当該所有者等に請求します。

位置図



状況写真



[着工前]



[完 成]



[完 成]